

宝塚大学 新型コロナウイルス感染防止行動基準（大阪梅田キャンパス用）

2020.12.4 改正 看護学部コロナ対策本部

| レベル | 授業 | 課外活動 | 学生の入校 | 教育・研究活動 | 事務局 | 学内会議 |
|---------------|---|-----------------------|--|--|---------------------|----------------------------------|
| 0 (通常) | ・通常の対面授業(収容定員100%)ができる状況 | 通常通り | 通常通り | 通常通り | 通常通り | 通常通り |
| 1 (一部制限) | ・感染拡大防止に配慮して、通常の対面授業(収容定員100%)の実施 | 感染拡大防止に留意して、通常通りの課外活動 | 感染拡大防止に留意して、通常通り | 感染拡大防止に留意して通常通り教育・研究活動。 | 感染拡大防止に留意して、通常通りの勤務 | 感染拡大防止に留意して対面会議を行う |
| 2 (制限・小) | ・三密を避ける対面授業(定員の約50%の収容)の実施、遠隔授業の一部実施(対面遠隔併用) | キャンパス内外における屋内での集会の自粛 | 以下の場合を除き、登校を控える。 ・対面授業を受講(遠隔授業を学内で受講する場合を含む) ・学生指導上必要な場合 ・図書館利用 | ・感染拡大防止に留意して教育・研究活動。 ・時差出勤・テレワークの活用 ・学生指導等を遠隔で実施するよう推奨 | 時差出勤・テレワークの活用 | 感染拡大防止に留意して対面会議を行うが、リモート会議も活用する。 |
| 3 (制限・中) | ・原則として遠隔で授業を行い、 <u>実習(演習)・実技系を中心に対面で行った方が教育的効果が高い科目</u> を、三密を避ける対面授業で実施(原則遠隔、対面補完) | 活動状態に応じて一部の課外活動を許可 | 以下の場合を除き、登校を控える。 ・対面授業を受講(遠隔授業を学内で受講する場合を含む) ・学生指導上必要な場合 ・国試対策等やむを得ない場合の図書館利用 | 可能な限り、時差出勤・テレワークを活用 | 事務機能維持のための人員の出勤 | 可能な限りリモート会議で行う |
| 4 (制限・大) | ・原則として遠隔で授業を行い、 <u>卒業認定に不可欠な特別の科目</u> に限り、三密を避ける対面授業実施(対面特例) ・原則として臨地実習を中止し、学内演習実施 | 特別な場合を除き活動停止 | 以下の場合を除き、登校を控える。 ・対面授業を受講(遠隔授業を学内で受講する場合を含む) ・学生指導上緊急に必要な場合 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 5 (原則活動停止) | ・遠隔授業のみ実施 ・臨地実習・学内演習の中止 | 全面活動停止 | ・全面的な登校禁止 ・遠隔で学生の学修・生活指導を行う。 | テレワークを活用し、原則として校内立ち入り禁止 | 大学施設の維持管理要員のみ出勤 | リモート会議のみ |